

注射は必ず受けましょう

狂犬病にの集合予防注射について

狂犬病の集合予防注射を4月12日・13日の2日間で行います。生後91日以上の全ての犬が対象です。該当する犬の飼い主は忘れずに受けてください。当日、犬の登録も受付しています。

日時・場所

期 日	時 間	場 所
4月 12日(火)	午前9時30分 ～11時30分	保健センター
	午後1時15分 ～3時15分	やまぶき公民館
4月 13日(水)	午前9時30分 ～11時30分	保健センター
	午後1時15分 ～3時15分	自然休養村センター

申請について

○越生町に登録している犬は、飼い主へ登録番号の入った申請書を郵送します。

○犬を初めて登録する方は、各会場で申請してください。○飼い犬が死亡したときや飼い主の住所が変わったときなどは、まちづくり整備課窓口へ届け出てください。

料金（1頭につき）

料金内容	初めて登録する犬	町に登録済みの犬
登録手数料	3,000円	-
注射料金	2,750円	2,750円
注射済票交付手数料	550円	550円
合 計	6,300円	3,300円

※釣り銭のないようにお願いします

受けられない場合は…

今回の注射を受けられない場合は、開業獣医で受けてください（料金が異なる場合があります）。

実施後、開業獣医で発行する狂犬病予防注射済証をまちづくり整備課窓口へ提出して、注射済票交付申請手続きをしてください。



問 まちづくり整備課 生活環境担当 TEL内線157

注意事項
○会場へは犬を押さえられる方が連れてきてください。
○会場では犬が興奮しやすくなりますので、首輪は抜けないようにして引き綱を短く持つてください。
○会場内および会場への行き帰りに排泄したフンなどは、飼い主が責任を持って処理してください。

お気軽にご利用ください

役場庁舎内有料広告(ポスター掲示)募集

掲示場所 役場西側玄関内の

掲示用パネル

規格 B1判…縦1030mm

×横728mm(ポスター形式)

B2判…縦728mm×横5

15mm(ポスター形式)

募集枠数 3枠

掲示期間 4月1日～平成29

年3月31日(最長12か月)

掲載料

B1判…月額3,500円

B2判…月額3,000円

掲載料の割引

○6か月分一括申込みの場合

…1か月分の料金を減額

○12か月分一括申込みの場合

…3か月分の料金を減額

申込期間 3月1日(火)～15日(火)

※詳しくは、町のホームページを見るか、問へお問い合わせください。

問 総務課 庶務担当

TEL内線212

飼育は責任をもって

飼い犬の管理について



最近、「飼い犬が逃げたしまった」、「迷い犬を保護している」といった情報が寄せられます。飼い主は、犬を綱や鎖につないだり、柵の中で飼うなどして、犬が逃げ出さないような対策をお願いします。逃げ出してしまった場合や迷い犬を保護したり見かけた場合は、問へご連絡ください。

問 まちづくり整備課 生活環境担当

TEL内線157

問 坂戸保健所

TEL2837815

※役場や坂戸保健所が業務時

問 西入間警察署

TEL2840110

お知らせします

児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末、一定の障がいのある児童は20歳まで）を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
 - ② 父または母が死亡した子ども
 - ③ 父または母に一定の障害がある子ども
 - ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤ 父または母に一年以上遺棄されている子ども
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
 - ⑦ 父または母が法令により一年以上拘禁されている子ども
 - ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）を含みます。
- ※次の場合は受けられません。

- ① 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ② 子どもが児童福祉施設等母子生活支援施設などを除くに入所しているとき

※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの手当の申請をせず、かつその間に手当の支給要件に該当しない事由が発生しなかった場合、原則として申請できません。

特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

- ① 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ② 子どもが障がいによる公的年金を受けることができるとき
- ③ 子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

※資格のある方は、所得にかかわらず申請できますが、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

ひとり親家庭等医療費支給事業

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭のみなさんが、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です（児童扶養手当に準じた所得制限あり）。児童扶養手当を受けている方は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書、健康保険証、児童扶養手当証書で申請できます。

問子育て支援課 子ども担当

TEL内線162

お知らせします

空き家等の適正管理に関する協定を締結しました

協定を締結しました

越生町と一般社団法人越生町シルバー人材センターは、「空き家等の適正管理に関する協定」を2月1日に締結しました。

この協定は、町とシルバー人材センターが相互に連携・協力し、町内の空き家・空き地（以下空き家等）が放置され、管理不全な状態とならないよう適正に管理することにより、良好な生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進を目的としています。

シルバー人材センターが行う業務

所有者との契約により空き家等の見回り、除草、樹木の伐採、枝下ろし、植木の剪定、小修繕等、空き家等の管理業務を行います。

※シルバー人材センターが所有者に代わって空き家等の管理を行うもので、料金は空き家等の広さや状態によって変わりますので、実際に現場を確認し見積書を作成します。

協定の内容

町が行う業務

町内にある空き家等の所有者から管理業務の相談を受けた場合は、シルバー人材センターとの契約が円滑に締結できるよう協力します。広報紙、町のホームページ等により、シルバー人材センターが行う空き家等管理業務のPRに努めます。

問まちづくり整備課 生活環境担当

TEL内線155・157
問越生町シルバー人材センター
TEL 292-7616

